

第2回 白馬村事業者負担金検討部会2.0

本日の前提と第1回の振り返り

～本日の会議の位置づけ、および前回いただいた主要論点の整理～

第1回検討部会の振り返り

本日の会議の位置づけ、および前回いただいた主要論点の整理

第1回検討部会での主な論点（全体）

1. 検討部会の目的、位置づけ、運営

1) 背景と目的:

- ・6月に宿泊税の課税が開始されたが、インバウンドを中心とした観光客の増加・滞在形態の多様化による住民負担や事業者間の負担の不公平感が課題となっている。
- ・この部会は、事業者負担金制度の具体的なあり方や法定外目的税を含む新たな財源の可能性を検討し、来年度開催予定の本格的な財源検討委員会に向けた論点整理と方向性提案を行うことを目的とする。今年度中に制度導入の可否を結論付けるものではない。
- ・平成30年の財源確保検討委員会で宿泊税以外の財源検討が指示されたが、事業者負担金の議論は進んでおらず、今回再始動する。

2. 事業者負担のあり方に関する議論

1) 事業区分の検討

- ・事務局より、観光から受ける利益の度合いに応じて事業者を4つに区分する案（直接的、強く依存、間接的、地域産業提供型）を提示。
- ・「ほぼ全ての事業が観光に関わっているため、幅広く対象とすべき」「**業種による明確な区分は困難**」「**建設業も状況により関与度が異なる**」といった意見が出された。

2) 根本的な問題提起

- ・「**なぜ負担が必要か**」「**どれくらいの財源が不足し、何に使うのか**」という目的と用途を明確にしない限り、事業者の納得は得られないとの指摘があった。

第1回部会での主な論点（全体）

3) フリーライダー

- ・貸別荘を海外OTA経由で運営する事業者、村外に本社を置く建設・不動産業者などが「分かりやすいフリーライダー」として挙げられた。

- ・白馬村の公共サービスやブランド価値の恩恵を受けながら、十分な税負担をしていない村外事業者をフリーライダーとして整理し、その**実態を把握した上で新たな財源確保策を検討すべき。**

4) 法的課題

- ・地方税法上、**所得課税は「住所地主義」が原則であり、村外・海外に居住・所在する事業者への課税は極めて困難**である。

- ・所得課税以外の方法として、固定資産税への上乗せ（超過課税）、物件の保有や流通に着目した新たな保有税・流通税、公共サービス（上下水道等）の料金体系見直しなどが提案された。

5) 国への要望

- ・土地の譲渡所得を土地の所在自治体で課税できるよう、国への税制改正要望も有力な案として提示された。

6) 日帰り客への負担

- ・宿泊税でカバーできない日帰り客への負担（例：駐車場料金）も検討されたが、徴収コストや費用対効果の観点から慎重な検討が必要とされた。

- ・**宿泊税の対象外である日帰り観光客に、公平かつ法的に問題のない形で負担を求める仕組みを検討すべき。**

7) 民泊規制

- ・ゴミ問題などから、村は県に対して旅館業法に基づく規制強化を要望している。

8) その他

- ・**観光振興に用途を限定すると、負担金や法定外税の制度設計の自由度が低くなるため、まずは用途を限定せずに幅広い財源確保策を検討する。**

- ・自治基本条例に負担金の責務について記載することが重要。

- ・観光により利益を受ける事業者の整理で、記載されていない業種がある。

第1回部会での主な論点（項目ごと）

3 観光により利益を受ける事業者の範囲の整理

- ・村内事業者に新たな税や負担金を求めることは、合意形成が難しい一方で、**村外・県外・海外の事業者への負担は制度化しやすい面がある。**
- ・宿泊税は「宿泊者が受益者」という考え方で課税しているが、**村外事業者の中には白馬村の公共サービスやブランド価値の恩恵を受けながら、村に十分な税負担をしていない事業者が存在する可能性がある。**特に、村内に事業所を持たずに営業する建設業者や不動産業者は、法人住民税などを負担せず、大きな利益を得ているケースが考えられる。こうした事業者は、利益を白馬村に還元せずに村外へ持ち出している「**フリーライダー**」と捉えることができる。
- ・今後は、**どの業種がどの税負担を免れているのかを整理・分析し、税負担の観点からフリーライダーの実態を明らかにすることが重要**である。
- ・村内に事業所を持つ事業者は地方税を負担している一方で、村外から来て事業を行い利益を得る事業者は、白馬村の公共サービスの恩恵を受けながら税負担をしていない場合があり、不公平感がある。このような「**フリーライダー**」から**適切に負担を求める制度を検討すべきだが、国税や地方税との重複を避ける必要があり、法的なハードルは高い。**
- ・まずは、**どの業種・事業者がフリーライダーに当たるのかを整理・分析し、その上で法的に可能な税や負担金を検討することが重要**である。
- ・また、**日帰り観光客は宿泊税の対象外となっているため、新たな財源確保の検討対象となる。**ただし、駐車場税などで徴収すると宿泊税との**二重課税や徴収事務の複雑化が生じる**ため、日帰り客から効率的かつ公平に負担を求める方法が最大の課題である。
- ・別荘所有税（法定外税）は他自治体にも事例があるため制度設計は可能だが、対象件数が少ない場合は**徴収コストが税収を上回る懸念がある。**

第1回部会での主な論点（項目ごと）

4 不動産等の利得に対する課税可否の検討

■不動産に関する課題は主に2つある。

- 1) 村外や海外の事業者が白馬村の不動産を売買して大きな利益を得ても、村への還元が十分でないこと。
- 2) 村内の不動産を高額で売却した後に転出すると、住民税の課税主体が他自治体となり、白馬村では税収を確保できないこと。
 - ・現行制度では、所得税・法人税などの国税が不動産売却益に課税しているため、地方自治体が同じ利益に重ねて課税することは難しい。
 - ・一方で、「白馬村に不動産が存在すること自体」を根拠に独自課税できないかという考え方もあるが、地方税法上認められるかは不明であり、今後の検討課題である。
 - ・「保有益（地価上昇による含み益）」は一見未課税に見えるが、国は「売却時にまとめて課税する」という考え方を採っているため、完全な未課税とは言い切れず、この部分への地方課税も慎重な検討が必要である。
 - ・今後は、国税や地方税と重複しない『制度の隙間』を整理し、法定外税や事業者負担金などの新たな財源確保策を検討していくことが考えられる。（※1）

第1回部会での論点の整理（考え方）

項 目	内 容	そ の 他
目 的	①宿泊税としては活用できない事業に対し、事業者から負担を求めることより、<u>事業者全体の競争力向上や収益向上につながる施策を目的</u>に充てるため実施 ②宿泊税収の範囲では対応できない事業（宿泊税の補填）（※2） ③フリーライダーの発生により、<u>受益と負担の均衡を十分に確保できないことから、公平な負担の実現を目的</u>として実施するもの ④行政だけに依存しない財源構造を構築するため	③観光による経済的な恩恵を受けてい一方で、<u>その受益に対応する観光振興や受入環境整備等に関わる費用を十分に負担していない事業者が存在し、受益と負担の均衡を十分に確保することが困難な状況がある。</u> このため、観光地域づくりの持続性と公平性を確保する観点から、事業者負担金制度の導入を検討するもの。
使 途	①宿泊税として活用できない事業で、事業者全体の競争力向上や収益向上につながる施策に充てる。 ②宿泊税収の範囲では十分に対応できない施策を補完するための財源に充てる。	<宿泊税→観光客のために使う> ・観光地経営を支える基盤づくりのための財源 - i 観光地域経営の推進 - ii 観光産業の持続的な発展に関する事業 - iii 地域と観光が共生する持続可能な地域づくりに関する事業
仕組み	・フリーライダーの実態を区分で分けて段階的に徴収（▲） ・不動産売却後の村外転出者への課税（○） ・既存の税制度の補完としての課税（○） ・事業者を区分けをし徴収（×） ・転売利用への課税（○） ・日帰り観光客への課税（▲） ・全事業者から負担金として徴収（◎） ・地価上昇による資産価値増加による課税（×） ・非居住不動産への課税（×） ・物件の保有や流通に着目した課税（○）	※◎○×▲は、現時点での課題は考えずに実施の可否について判断 ◎ 実現可能 ○ 実現可能（関係機関と要調整） ▲ 公平性を確保できる仕組みを構築する必要がある × 実現困難

第1回部会での論点の整理（考え方）

項 目	内 容	そ の 他
財源不足規模	①現時点で、新たな負担ありきで算出するのではなく、<u>今後、宿泊税活用事業で出される事業と、事業者との意見交換等を通じて必要な施策や課題を整理し、宿泊税で対応できる事業と対応できない事業を明確にした上で</u>、不足する財源規模を算出する。 ②白馬村観光局の地域公社への移行に合わせ、<u>村内組織の一本化を見据えた試算</u>を行う。	※今後要調査 ※2（参考）
受益者定義	・フリーライダー →業態別（貸別荘、海外OTA、不動産、建設等）に洗い出しが必要 ※3（参考） ・事業者 →負担区分を整理することが非常に困難 ・全事業者 →現実的	
負担ロジック	※今後要調査	・なぜこの人、この事業者に、この金額を負担してもらうか
フリーライダーへの実効的な対策	・観光により受益を受けている一方で、現在の制度では観光財源への負担が十分に及んでいないと考えられる主体に対し、公平かつ実効性のある負担を求める制度は現時点では確立されていない。 ・「誰に算出するのか」について明確にする必要があり、どのようなルールで負担を求め、負担割合はどう<u>単に誰を「フリーライダーとするか」ではなく、「受益と負担の公平性をどう確保するか」を軸に制度を構築する必要がある。</u> (そもそもそういった線引きが可能か……)	

第1回部会での論点の整理（考え方）

項 目	内 容	そ の 他
新課税 負担金の法的実現性	・ 新たな税や負担金をシミュレーションする中で検証していく必要がある。	※今後要調査
データ不足	・ 観光地経営ビジョンのKGI,KPI,モニタリング項目を調査する中で収集と分析を行っていく予定。	※今後要調査
国への要望	・ 国の政策方針を踏まえ、客観的なエビデンスに基づき、必要な制度や施策を整理・作成し継続して要望していく。	※今後要調査
※ 1 不動産等の利得に対する課税で、国税や地方税と重複しない「制度の隙間」の整理→（考えられる新たな財源	① 観光地不動産利得負担金（地価上昇による売却益を得た所有者） ② 投資用不動産保有負担金（民泊・投資目的物件） ③ 開発利益還元制度（大規模開発事業者） ④ 管理者不在物件への課税	※基本的には（第2回で議論する） <u>7「新たな税及び負担金等」の負担区分・対象・基準・算定方法」の検討<現実的に有力な方式>の中で整理する。</u>

第1回部会での論点整理（考え方） ※ 2

宿泊税活用予定事業一覧額

※宿泊税活用事業は今後決定していくため、現時点では予定額として記載

ビジョン 番号	取組事業	宿泊税活用事業費 (単位：千円)				実施主体
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
1-1	白馬デイデマンドタクシー	24,000	24,000	24,000	24,000	白馬村
1-1	白馬ナイトデマンドタクシー	15,000	15,000	15,000	15,000	白馬村
1-1	白馬バレーシャトル	50,000	50,000	50,000	50,000	HVT
1-2	観光人材育成	15,000	15,000	15,000	15,000	観光局・民間事業者
1-3	塩の道等整備・活用	5,000	5,000	5,000	5,000	白馬村・観光局
1-4	住民向けの優遇施策	10,000	20,000	20,000	30,000	白馬村
1-5	防災対策	5,000	5,000	5,000	5,000	観光局
2-2	温泉文化・マナー啓発	4,000	5,000	5,000	5,000	民間事業者
2-2	マナー条例周知	1,500	1,500	1,500	1,500	白馬村・観光局
2-3	観光データ基盤整備・可視化事業	10,000	10,000	10,000	10,000	観光局
3-1	登山道整備	8,000	8,000	8,000	8,000	民間事業者
3-1	多言語化、Webサイト、情報発信関係	8,000	8,000	8,000	8,000	観光局・HVT
3-1	索道事業者等老朽化施設整備	50,000	50,000	50,000	50,000	民間事業者
3-1	公共インフラ整備（道路、上下水道）	30,000	30,000	30,000	30,000	白馬村
3-2	従業員の労働環境、居住環境、教育環境整備	0	10,000	10,000	10,000	白馬村・民間事業者
3-3	山岳環境保全事業	10,000	10,000	10,000	10,000	白馬村
3-3	景観向上、修景整備等	5,000	5,000	5,000	5,000	白馬村
3-4	DX支援事業	3,000	5,000	5,000	5,000	白馬村・観光局
4-2	ゴミステーション増設・多言語対応	3,000	5,000	5,000	5,000	白馬村・観光局・民間事業者
4-2	観光事業者の環境対策	6,000	6,000	6,000	6,000	観光局・民間事業者
	徴収事務に係る経費	15,000	15,000	15,000	15,000	白馬村
	その他単年度事業	20,000	30,000	30,000	30,000	全カテゴリー
合計金額（使途）		297,500	332,500	332,500	342,500	
観光地域づくり基金（宿泊税）		118,000	120,000	150,000	200,000	
不足額（参照）		△ 179,500	△ 212,500	△ 182,500	△ 142,500	

第1回部会での論点整理（考え方） ※ 3

白馬村で税負担を逃れているフリーライダーの業種（事業者を特定することは極めて困難）

【観光資源から利益を得ている】

事業者	白馬村への負担が限定的となるケース
別荘管理会社（村外法人）	村外に本社・事業所があり、白馬村での税負担が限定的な場合。
民泊管理代行会社（村外法人）	運営主体が村外にあり、利益が村外へ流出している場合。
村外資本OTA等の宿泊予約仲介事業者	地域から収益を得るが、白馬村での税負担はほとんどない。
村外の旅行会社	白馬の商品を販売して利益を得るが、税収は本社所在地に帰属する。
村外資本の不動産仲介・管理会社	白馬の不動産取引で利益を得るが、税収が村外に帰属する場合。
村外資本のアクティビティ予約プラットフォーム	白馬での体験予約手数料を得るが、地域への直接的な負担が少ない。
無許可民泊運営	実際の把握はできていない
村外の清掃・リネン会社	宿泊施設向けサービス
村外の人材派遣会社	ホテル等への人材供給・地域への直接的な負担は限定的
村外のレンタカー事業者	白馬村に事業所を持たないレンタカー事業者
村外発着の旅行会社	白馬ツアーを販売で、利益の多くを旅行会社が見る・地域への再投資が少ない場合がある
村外のタクシー、バス事業者	白馬村に事業所を持たないバス・タクシー事業者
村外のIT・予約システム会社	PMS・予約管理・決済システム
村外の業務用食品卸業者	村外に事業所を持たない卸売業者

【観光資源以外から利益を得ている】（契約の対価）

事業者	白馬村への負担が限定的となるケース
村外の建設会社	ホテル・コンドミニアム開発を受注する村外建設会社 リゾート施設整備を専門に請け負う事業者
村外の建築設計事務所	観光開発案件から継続的な利益を得る
村外の広告代理店	白馬の観光プロモーションを受託する広告代理店 宿泊施設の広告運用を行うマーケティング会社
村外の土木会社	インフラ整備・造成工事

本日の目的「本日決めること・決めないこと」

✓ 本日決めること（合意目標）

＞ 深掘りすべき「制度類型」の絞り込み

提示した各種制度類型（法定外税、負担金、料金見直し等）について、**その他に考えられること、中長期的に優先検討すべき方向性**の絞り込み。

＞ 次回に向けた「宿題・調査事項」の確認

次回（第3回）および次年度へ向けて、事務局が優先して調査・データ補強すべき事項の確定。

✕ 本日決めないこと（保留事項）

＞ 新制度の「導入可否」の最終決定

本部会は今年度中に特定の制度導入を決定・可否を結論づけるものではありません。

＞ 具体的な「負担金額・課税率」の確定

具体的な税率、料金、免税点などの設計は、次年度以降の検討委員会に引き継ぎます。